

■ 入札制度改正のお知らせ

「松本市の契約に関する方針」に基づき、本市の建設工事のうち一部の工事について最低制限価格制度の改正を行います。

■【改正の内容】

- 1 最低制限価格の設定基準を現行の固定制から変動制に改正します。
- 2 予定価格が1,000万円以上であって、一般競争入札又は事後審査型一般競争入札とする建設工事を対象とします(解体工事を除く)。

●最低制限価格の設定基準等

現行方式・・・【固定制】		
<p>＜適用要綱：松本市最低制限価格制度実施要綱、松本市低入札価格調査制度実施要綱＞</p> <p>算定基準等については、本市の公式ホームページでご覧いただけます。(トップページの検索欄で、「建設工事における入札制度の改正について」と入力のうえ検索してください。)</p>		
改正後の方式・・・【変動制：設定基準は、長野県の低入札価格調査制度に準じています。】		
<p>＜適用要綱：新要綱((仮称)松本市建設工事変動型低入札価格調査制度実施要綱)を予定＞</p>		
区分	内 容	
設定基準	2億円未満	<ol style="list-style-type: none"> 1 予定価格(税抜)を超える応札者及び予定価格(税抜)の85%相当額未満の応札者を算定対象から除外 2 上記1で除外した残りの応札者の平均値±(標準偏差×1.5)の範囲外にある応札者を算定対象から更に除外 3 設定価格(※下記の上限值・下限値の範囲内で設定) <ol style="list-style-type: none"> (1) 上記1及び2で除外した残りの応札者が5者以上いる場合 予定価格(税抜)の87.5%相当額未満の応札者を除いた応札者の平均価格 ※ただし、87.5%相当額未満の応札者を除いた応札者が5者未満の場合は予定価格(税抜)の87.5%相当額 (2) 上記1及び2で除外した残りの応札者が5者未満の場合 予定価格(税抜)の87.5%相当額
	2億円以上	2億円以上の場合においては、上記の表中、85%を80%に、87.5%を82.5%に読み替える。
上限値	2億円未満	予定価格の87.5～92.5%
	2億円以上	予定価格の82.5～87.5%
下限値	ただし、契約管財課長等が必要と認めるものについては、予定価格の7/10～9/10の範囲内とすることができる。	

※適用開始時期等

- 1 平成28年11月1日以降に公告する案件から適用します。
- 2 解体工事及び予定価格が1,000万円未満で指名競争入札の対象とする建設工事については、引き続き、現行の固定制を適用します。
- 3 新要綱など詳細については、10月中旬頃に本市の公式ホームページに関連記事を掲載しますので、ご確認ください。